

千葉県入札監視委員会平成22年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成22年7月27日(火)千葉県文書館6階多目的ホール	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 服部 岑生(千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) 丸山 英氣(弁護士) 柳 久之(社団法人日本経営協会) (敬称略・五十音順) 委員長 委員長代理	
審議対象期間	平成21年10月1日~平成22年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議期間中に30件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議期間中に9件(10者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産業課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

別紙

意見・質問	回答
<p>審議概要</p> <p>指名停止に至る入札金額誤りで契約を辞退する案件は増えているのか。</p> <p>業者のミスによるものなのか。</p> <p>極端に安い金額を入れた場合、注意喚起するようなシステムにはなっていないのか。</p> <p>事後処理として、その後再入札をしているのか。</p> <p>指名停止期間について、一方は会社が旧商号名称で契約を締結して「3ヶ月」、もう一方は会社の旧代表者名で契約を締結し「1ヶ月」としているが、期間が異なるのはなぜか。</p> <p>代表者が替わったときの手続きは面倒なのか。</p>	<p>年間1件程度は出ている。</p> <p>そのとおり。</p> <p>なっていない。ただし、入札時には何回もチェックする操作手順になっている。</p> <p>再度入札している。</p> <p>一般的には3ヶ月である。後者は業者が行政書士に変更手続きを依頼していたが、行政書士より変更手続きが不要と言われ、実際には変更手続きが必要であった。その勘違いのため差をつけている。</p> <p>ただし、行政書士には厳重注意した。</p> <p>面倒なことはない。(今回は)行政書士が建設業法の変更と勘違いして、すぐやらなくても、1ヶ月以内にやればよいと業者に指導した。その勘違いがあったので同じようにやるのは厳しすぎるため、指名停止期間に差を付けた。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>指名停止期間について、先ほどの会社が旧商号名称で契約を締結して「3ヶ月」、雇用関係にない技術者を申請で記載し「1ヶ月」。一方では、産廃の処分許可がないのに産廃の処分をし、罰金刑に処せられ「1ヶ月」、後者の方が悪質なのは。</p> <p>どのように案件を把握したのか。</p> <p>低入札価格調査は対象となる案件のうち、約2割の30件あり、ほとんどが失格となっており、さらに開札調書を見ると、複数業者が低入札価格で応札している状況（10者応札し、8者が低入札価格）となっている。</p> <p>何が原因でこのようなことが起こってしまうのか。</p> <p>他にも無いのか。</p> <p>県の立場は、積算ができない業者は排除しても良いという考えか。</p> <p>これだけ多く無効、失格となるのはどこが大きなポイントなのか。</p>	<p>最初の「3ヶ月」の案件ですが、契約行為においては一番肝心なところであり、県の指名停止要領で定められている。</p> <p>産廃の違反は、他法令違反であり1ヶ月という基準となっており、他法令違反は産廃の方で重い処分を受けています。</p> <p>技術者の方は通報、産廃の方は新聞報道。</p> <p>予定価格1億円以上は予定価格事後公表のため業者の積算能力に問題があるということ。また、このような厳しい社会情勢で利益がなくても受注したいため、調査基準価格ギリギリで応札することが原因かと思われる。</p> <p>積算が困難な案件など。</p> <p>そういう考えではない。結果を見ると積算が難しい案件が低入となっていることが多いということ。</p> <p>書面を出さない、適切な説明ができない場合は無効となる。また、それぞれの価格に関して価格失格を設け、この場合は失格となる。</p> <p>適正に調査をしたが、応じて頂けなかったということになる。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>かなり書面作成が難しいのか。</p> <p>低入札価格調査対象のうち、1件で不調になったのはどうしてか。また、その後どのような対処をするのか。</p> <p>委員の方々の意見をお伺いしたいのですが、低入札を減らす方向であれば書面の作り方を考えるべきであると思う。</p> <p>反対に、低入札が多くても良いという方向であれば、これだけ複数の失格者を出さない方策が何か無いのか。</p> <p>これだけ低入札が多くて、調査にコストが掛かり、調査しようとしても応じる企業が多くない。このような状態があまり良いとは思えない。</p>	<p>書面が難しいというより、提出頂いた内容に対し、適切に履行ができるのか、下請け業者から正しい見積書が出ているのか、また、応札後、下請け業者に対し、「この価格で見積をください」と言うような、指し値的行為を排除するといったことから、書類が出てこないケースが多いと思う。</p> <p>1者が応札し、それが低入札価格調査の対象となり、書類の作成をしなかったので無効となり、その結果、不調となった。</p> <p>その後は、水道局で再入札を行っている。</p> <p>低入札を減らすことは(価格が上がるため)コスト的には問題だが、下請けいじめの防止には良い。</p> <p>しかし、「今回は利益なしで次回利益を出す。」との業者の慣行があり、また、普通の業者は積算が厳密ではない。現実の慣行と発注側のシステムが合っていないと思う。どちらに併せるべきかは、下請けのことを考えると、業者側には合わせ難い面はあると思う。</p> <p>物を安く入手できる、資材を安く調達できるなど下請けと関わらないものであれば、低入札を減らすことを考えても良いのではないかと思う。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>低入札価格調査対象のうち、先ほどの1件の不調はどうだったのか。</p> <p>調査で、低入札をした十分な理由が得られなかったと言うことか。</p> <p>低入札が多すぎ、手続きに全く意味がない事態になっているとは判断しにくいと思う。</p> <p>また、今回の議案2のケースなど積算にもコストがかかるし、積算も難しいというものもある。</p> <p>地方自治法上、調査基準価格は最小の経費で、最大の効果を挙げることを目的としている。</p> <p>そもそも国の制度ということもあり、ここで解決するものではないと思うが、一般市民の感覚では、柔軟な、あるいは、仕事の内容によって最低制限価格とする等、改めて見直していくのが良いのではないか。</p> <p>推論であるが、調査対象の2件の改修工事などは施工が簡易であり、低入札制度に問題があるのではと思う。また、制度的に機能していないと思う。</p> <p>低入を繰り返した際のペナルティーはあるのか。</p>	<p>先ほどの回答の訂正だが、1度目の入札が0者で取り止め、今回は2度目で1者であった。再々入札は未定である。</p> <p>なお、既存物の改良は出来る業者が少ない。</p> <p>無効であることから調査に応じていただけなかったことになる。</p> <p>現在ペナルティーはないが、低入札をし、書類提出のない者には、何らかの措置をしなければいけないことを課題と考えている。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p data-bbox="268 342 794 421">入札金額の入れ間違いが3ヶ月の指名停止、低入で辞退はノンペナルティか。</p> <p data-bbox="268 488 794 566">県だけでできるのかは分からないが、研究に踏み出して頂ければと思う。</p>	<p data-bbox="845 342 1085 376">そのとおりです。</p> <p data-bbox="845 488 1372 712">追加の説明ですが、金額の入れ間違いはほとんどが委託です。建設工事に関しては、最低制限価格、低入札価格調査があるため、落札決定前に無効や失格になります。</p> <p data-bbox="845 723 1372 902">今年度から委託でも両制度を導入したので、落札決定前に無効や失格になるため、このようなことはあまり出ないと思う。</p>

意見・質問	回答
<p>事案1 一般競争入札 【交通安全施設整備工事（歩道橋架設工）】</p> <p>1者応札の理由が、利潤が少ないとの説明だったが、応札可能者数は何者いたのか。</p> <p>1者応札であるが、技術的にはシンプルであると思う。</p> <p>予定価格を公開していて、予定価格ギリギリで読み切っているし、収益的に難しいので仕方ない。</p> <p>また、他の案件と同時期に重なったかもしれないことも考えられる。</p> <p>1者入札を認めているのか。</p> <p>入札前から入札者が少ないのは予想されるのか。</p> <p>入札参加者数を増やす工夫は検討しているのか。</p>	<p>応札可能者数は227者で、対象業者数は少なくないと思う。</p> <p>原則は認めていない。ただし、特別な事情、例えば設備工事や修繕工事などで入札者が相当少数であることが予想される場合、（今回このケースが当てはまると思います。）また、工期が限られているため一回の入札で落札者を決定する必要がある場合、「地域要件を一切設定しない」、「技術者に実績を求めない」など、最大限の資格要件を緩和して参加を募った場合だけ1者を認めると要領で定めて対応しています。</p> <p>機械器具や下水道処理施設などの修繕、橋梁の鋼構造物などは少ないと予想される。</p> <p>一部の業種で標準歩掛かりがないもので見積公募型入札を導入した。ただし、実例はまだない。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【佐倉浄水場取水ポンプ取替工事】</p> <p>無効のときに応札金額が入らない理由は何か。</p> <p>審議するため可能であれば委員会のときには金額を入れてもらいたい。</p> <p>無効の理由は何か。</p> <p>低入調査で提出された書類は通るのか。</p> <p>書類が提出されたにもかかわらず、無効や失格になってしまった割合は。</p> <p>今回は4号ポンプの取替工事であるが、3号機、2号機のポンプは取替済みなのか。</p> <p>低入札価格調査の調査表の「元請け実績を拡充する」という会社の方針と合うわけですか。</p> <p>失格価格、設計価格とは何か。</p>	<p>入札書の有効性が無いものが金額を表示せずに「無効」、入札書は有効とし、入札金額が適正さを欠く場合が「失格」としている。</p> <p>分かりました。 本件は、無効の会社は入札の順位としては2番目であり、入札書記載金額は5,300万円です。</p> <p>低入札価格調査報告書の提出がなかった。</p> <p>内容が確認され、記述内容に矛盾がなければ通る。</p> <p>半分くらいだと思う。</p> <p>平成15年、16年の2カ年度にわたる工事で2号、3号を新しいポンプに換えた。ちなみに同じ業者が受注している。</p> <p>はい。</p> <p>発注者が設計積算した金額です。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>これは設計金額に該当しているものなのですね。</p> <p>失格基準の75%云々で、項目毎にパーセンテージをかけているが、これはどこで決まっているのか。</p> <p>統一されたものか。</p> <p>低入札調査基準価格と失格価格は同じものか。</p> <p>低入札価格調査票2の詳細な検討で受注意欲等々人間的な判断をされている。これを出せば相当クリアができるという水準にあるのか。</p> <p>低入札調査の際に、他者の入札額が低いのかどうかの状況や、自社の立場は分かっているのか。</p> <p>調査を受ける段階では、一生懸命資料を揃え調査に応じれば落札できるかもしれないという段階で調査に応じているわけですか。</p>	<p>千葉県企業庁建設工事等低入札価格調査実施要領です。</p> <p>中身としては県と同じものになります。</p> <p>県は国の中央公契連モデルを使っている。国は失格基準がなく重点価格調査基準があり、その算定式がこの率を使っており、千葉県はそれを準用し失格基準としている。</p> <p>調査基準価格はそこから下回ったら調査をする。その下に失格価格があり、それを下回ったら即失格となる。調査基準価格を下回り、失格基準価格を上回る価格が調査の対象となる。</p> <p>そう判断しました。</p> <p>分からない。入札が終わらないと公表しません。</p> <p>はい。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>他に何者いるのか分からない状況の中で、提出しても落札するかどうか分からない状況では、「じゃあいいや」になってしまうのでは。低入の契約無しが多い中には、煩わしいことを乗り越えても何にもない。その辺が影響しているのではと思う。</p> <p>基準を設けるのは構わない。調査の際に資料が出てこないのも分かった。ただ、そればかりではないと思う。それらをどう救うかを、コストパフォーマンスのうえでも考えなければと思う。このケースで言えば、金額が公表されて低入札調査をするつもりでいる訳だから。</p> <p>業者は計算できないのか。</p> <p>5者のうち3者はぴったり入札額が一致している。これはおかしいのでは。</p>	<p>下請けにしわ寄せが生じないようにする必要がある。</p> <p>昨年度、低入で落札契約したが、3ヶ月経っても下請け業者が見つからないため契約解除の申し入れがあった。結果としては、6ヶ月の指名停止となった。</p> <p>この場合、自ら札を入れ、その後、この金額で下請けにやれと探していることになる。そのような事例も起きていることから、ある程度の金額で品質確保をするため低入調査を設けている。</p> <p>業者は、調査基準価格について公表していないので分からない。このケースは、予定価格と調査基準価格の算定式のみ公表となっている。</p> <p>計算の結果、そこで微妙に各者が違っている。</p> <p>調査基準価格の範囲が決まっている。この案件は、調査基準価格の上限の90%を越え、範囲の上限の90%と設定したためぴったり一致した。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>自分の入札額が、低入調査に近いと言うことが分かるので、あらかじめ低入調査の用意ができると思うことから、もう少し上手く運用できるのでは。</p> <p>開札前から業者に準備しておいてもらうような方法はないのか。</p> <p>調査基準価格が90%というのは1,2年前の感覚ではあり得なかったと思う。</p> <p>入札結果を見るとギリギリで入れてくるのが読めており、その結果、技術評価点が一番高いところが取ることになり、落札者が低入覚悟で入れざるを得なかったと思う。もちろん単に間違っただけという解釈もできるが。</p> <p>今回のような状況が出ることのよし悪しや、改善すべきと考えているのか。</p>	<p>低入調査の際には、1週間から2週間技術者が拘束されてしまう。</p> <p>低入調査の場合は、業者名は公表しないが各者の応札額を入札経過情報として提供を始めている。これにより、可能性のない業者は次の仕事に移ることができる。</p> <p>また、業者は低入にならないつもりで札を入れているので資料を用意していないと思うが、最初から低入でも取ると考えている業者ならば資料を用意していると思う。</p> <p>低入札価格調査は、内訳書のより詳細なものを付けて頂くもので、その内訳書をきちんと示してください。というのが調査の内容である。その機械がどのくらいの費用がかかるのか、作業員をどのように集めてきて、どのくらいの賃金を払うのか、そういったことをきちんと示していただく。</p> <p>基本的には入札価格を決めるときにはできているものと考えており、それさえ示していただければ通ると考えている。</p> <p>また、説明に矛盾のあるケースや見積書が整っていないケースなどがあり、そういう場合に、説明できなくなると書類の不備で無効と扱う。</p> <p>低入札となっても、一から内訳書を積み上げている者ならできると考えている。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>私もそう信じているが、低入調査対象が30件程あって2件しか通っていない。それだけでは説明できないのでは。</p> <p>間違って積算をしてしまったために、半数の業者が無効ないし失格になってしまう。それもどうなのかなと思う。おそらく複雑だからできないのか、業者が本気になっていないのか、どちらかだと思うが、それで良いというような状態ではない気がする。</p>	<p>業者は低入ではないと思っているのが半数ほどあると思う。</p> <p>先ほどの低入調査の範囲で、90%が高いとの話しですが、昨年度の8月からダンピング対策で70%から90%の範囲になっている。以前は2/3から85%の範囲でした。</p> <p>また、国の動きですが、ダンピング対策で上げる傾向にある。また、下請けへのしわ寄せが多いことが問題になっている。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>今回のA者は、前回、自社が施工した箇所なので、長期にわたって準備したと思う。他の会社は今回の落札者ばかり取ったらおかしいから、自分たちで取ってやろう、といった戦いの構図が読める。同じ価格になったのは、今回の落札者に対し、低入札となったもう一方のB者を守ろうとするのが見えない訳でもない。私の推理なので本当のことはよく分からないが。</p> <p>いずれにせよ、A者は相当準備して低価格入札であったが十分精査されていたため通ったのではと思う。</p> <p>この案件ではB者をすくい上げる必要はなかったし、全体的に見ると低入でダメになるといったことが一般論である必要はない。</p> <p>大体、大型な工事で増築、改修系は前やった業者が入っている。というのは、業界的に見ると自社が施工したところだから、自社で伝統的に取っていく。作戦の中にそういうサイクルが入っている。そういう風な予感がする。</p>	

意見・質問	回答
<p>事案3 随意契約 【館山港港整備交付金・県単港湾整備合併工事（館山港・附帯工）】</p> <p>今回工事はどこか。もともとボードウォークは付けるものだったのか。</p> <p>契約の内容は、ウッドデッキを付けたのは元の工事の変更契約なのか、ウッドデッキを付けるところからこの随意契約なのか。</p> <p>ボードウォークを付けて良かったと思った所が、隙間にウッドデッキを付け加えたということか。</p> <p>契約変更せずに、随意契約にした理由は。</p>	<p>当初はエキスパンドという網の計画であったが、地元の館山市から歩行者の安全を守るため要望があり、波浪時には、波力で浮き上がってしまうことなど検討した結果、ウッドデッキという同じ材料のものをを使うことにした。</p> <p>今回の付帯工事の主な内容はこのウッドデッキの製作設置とボードウォークの設置です。</p> <p>ウッドデッキを付けるところからが、この随意契約の内容です。</p> <p>そういうことです。</p> <p>議会承認のスケジュールの関係やボードウォーク設置後の出来形に合わせ製作を始めなければならず、これが設置される予定の12月から1月にかけての現地調査後の対応となるため、契約変更では間に合わない状況であった。</p> <p>また、3月末から4月にかけて船が寄港する予定であり、安全な状況で通行して頂きたいことから、それに合わせるように早期に完成させるため随意契約にした。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>地元からの要請を、本体のDB（デザインビルド）の段階でわからなかったのか。</p> <p>時間的余裕が少ないことが随意契約の理由だが、発注が遅れたというようにも聞こえる。事前に調整を行うなどすればよいので理由としては不適切ではないか。</p> <p>また、7号ではなく、2号とか、4号、6号ではないかと感じた。</p> <p>平成22年4月25日供用開始とあり、本件の契約工期が平成22年5月31日とあるが、工期変更をしたのか。当初から5月31日だったのか。</p> <p>支払いの関係で5月31日の出納閉鎖期限としたのか。</p> <p>当初は3月31日で終わるといって随意契約をしているが、それを5月31日まで延ばしたのは、どういった理由か。</p> <p>元の随意契約は工期が約1ヶ月。変更工期の方は2ヶ月。そもそも1ヶ月ではできなかったのでは。</p> <p>本体がDBの発注形式はどのような基準で選んだのか。</p>	<p>関係機関と調整をした段階では、事前に了承を得ていた。実際の工事を施工している間で要望に変更があった。</p> <p>当初は平成22年3月31日で、明許繰越により5月31日となった。当初は年度内完成を目指していた。</p> <p>違います。当初から供用開始が4月25日は決まっており、書類整理期間などを含め5月31日とした。</p> <p>他の工事との兼ね合いで、コンクリート舗装が最後に残ってしまったため変更せざるを得なかった。当初は調整すれば何とかかなと思っていたが、他の関連工事が遅れ、このような結果になった。</p> <p>業者間の調整をし、複数の班体制をとれば終わると考えていた。結果的に延びてしまったことは残念だと思う。</p> <p>通常、設計はコンサルに委託しますが、今回は高度な技術を設計の段階から活用するため、業者からの提案により設計及び現場に反映させることです。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>その判断は正しかったのか。要するに2 転3転し、ウッドデッキを付けなければ ならなくなった。さらに、本体工事の部 分の影響で工期が5月31日となった。デ ザインの部分がしっかりしていないから 失敗していると思う。</p> <p>最初から本体工事にボードウォークな どの措置がとられるようなデザインであ れば、当然、追加工事的なボードウォーク の工事費はいらなかった。そういう意味で は、この入札監視委員会で誤りがあったと いうのではなく、工事そのものの発注の仕 方が悪かったと思う。</p> <p>さらに、快適性をあげるために埋めた があったが、快適性がないような設計を許し たのは誰かというような問題がある。施工 して、また隙間ができたからやるというこ とはあり得ないと思う。流れの中で快適性 を向上したのではなくて、快適のないよう な設計の元に工事をし、それを修理する。 という工事であると思う。それは非常に問 題であると思う。使い方も良くないし、 発注の仕方も良くないし、この会社も良 くないと思った。</p> <p>工事は最初の設計案そのものの善し悪 しが問われる。発注課はその設計案を基準 にして工事業者に注文していく訳である から、しっかりとやって頂きたいと思っ た。</p>	<p>確かに条件の設定自体が地元との調整 不足により手続きがうまくいかなかった し、その辺の条件の設定が違っていた。</p> <p>当初から十分な調整をしていれば設計 の段階からこれを用いることができたし、 工程的にも年度内に収まる工程がとれた。</p> <p>スタートの時点で発注者側がそれらを 間違えてしまったと思う。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>設計施工一括方式であれば、管理業務を、別の目からチェックするという方法を含めて別契約してでも考えないと、業者のいいなりになってしまうと思う。最初の設計の思想、入口の所が気になる。</p> <p>また、先ほども言ったが、4月25日に供用開始して、5月31日まで工期を持っていることがちょっとよく分からない。一部竣工させて供用開始したのか。</p> <p>4月25日の供用開始する周辺は終わったが、それ以外は未完成の状況だったのか。</p>	<p>資料作成の余裕を取って設定した。</p> <p>全て4月25日迄には検査を終了している。</p>

意見・質問	回答
<p>事案4 指名競争入札 【安房2期地区道路(その2 1)工事】</p> <p>繰越手続きしなかったということだが、現状はどうなっているのか。</p> <p>契約金額は減少したのか。</p> <p>開札調書で、未入札というのを初めて見た気がするが、未入札とは何か。</p> <p>辞退する場合、何らかの書面が出るのか。</p> <p>そもそも指名参加願いを出している適格業者に、こちらは指名している訳であるので、応答がなかったということに対して役所としては、事情を聞くとか、この会社は忙しいから数ヶ月指名をしないと、あるいは、そのような対応を考えているか。</p>	<p>平成21年度までの出来形については金額精算し、残り分について農林水産省に補助金返還をしている。残分の工事については、県単独予算で、元請けであるC者と随意契約を締結し、現在施工中である。</p> <p>具体的な額で言うと、本工事は当初契約額が1,659万円、平成21年度内での出来形額は1,113万円で精算をして、546万減額している。国庫補助金はその半額の返還をしている。</p> <p>全く連絡がなかった。入札書も辞退届も出さない場合である。</p> <p>指名通知を受けられた業者の中で、連絡ミス等で指定期日までに応札をされなかったのではないかと思う。</p> <p>はい。</p> <p>開札調書で辞退と表記をしているのは、指名業者から辞退しますという連絡があったものです。</p> <p>想像の範囲だが、2月の発注工事であり、この3者は年度末の工事を何本かお持ちであったのだろうと推察をしているが、具体的な調査はしていない。</p> <p>2点目の、せっかく指名したのにと話しは、発注者側として、後の指名で配慮するとか、当然、業者にはそれなりの事情があるのしょうから、ペナルティーは考えていない。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>ペナルティーを課すというのではなく、辞退した理由がわかれば、その間、指名を見送るとか、そういう適切な措置ということを申し上げている。今、入札辞退も自由ということを言われていますが、年度末なら3月は指名を見あわせ、4月以降に発注するといった策を講じているのかと思っていたのだが、していないということと承っておく。</p> <p>競争性を高めるのであれば、辞退理由を確認することが重要ではないか。また、辞退者の補充も制度として、検討されてはどうか。</p> <p>ルールとしてあるのかということですが。</p> <p>前から言っているが、電子入札で、事務量が軽減されているので指名業者を増加すべきではないか。実質的な競争をできる状況を作らないと良くないと思う。</p> <p>辞退は少ないとのことだが、この件では3者辞退されているし、この後の件はもっとすごい。こういうのがまかりとおっているのが問題だと思う。</p>	<p>一般的に辞退は希なケースであり、農林水産部からお答えがありましたが、県土整備部では、辞退が2回目も続くようであれば、そこを指名から外したり、そういう考慮をしている部会があると思います。</p> <p>ただ、ペナルティーとかそういうルールを県として制度は設けていない。</p> <p>県に入札参加資格申請をしているので、辞退するというのは特別な事情がないと辞退しないと判断している。意欲がないところは参加願いを出していませんので、入札の意志があると考えている。</p> <p>指名業者数については、平成19年10月に1.5割増をしており、現在検証中である。</p> <p>また、指名をしてICカード等の不備の理由で指名後に参加できないと、あらかじめ分かった場合には、その入札を中止して、再度指名選定して発注をしている。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>土木工事の発注標準金額はどうなっているのか。</p> <p>中小企業対策として、直近下位から選べる余地はなかったのか気になってお聞きした。</p> <p>各者の金額が近い理由は何か。</p> <p>工事遅延に伴って、発注者側のペナルティーはないのか。</p> <p>今後の対応策はどうなっているのか。</p>	<p>土木一式工事は、A等級は 6,000 万円以上、B は 2,000 万円以上 6,000 万円未満、C は 500 万円以上 2,000 万円未満、D は 500 万円未満である。発注に関する特例として、工事内容によって直近上位、直近下位も選べる制度になっている。</p> <p>この工事は価格を公表している。各者は自社なりの積算をしている。同じような積算ソフトを使っているようで、正式な標準積算歩掛かりを使った積算で発注したものであれば、指名業者の方もそれに近い額が出てくる。</p> <p>6 月議会や 7 月 21 日の臨時常任委員会で審議をしている。業者側については県の指示であり瑕疵がないと判断し、県側についての責任については現在調査中である。</p> <p>議会の中で継続審査になっており、今後のチェック体制等を検討中である。</p>

意見・質問	回答
<p>事案5 指名競争入札 【第二北総～成田線北千葉道路8号橋添架 工事に伴う支持金具設置工事(その2)】</p> <p>勝手な類推だが、業者にとって非常にやりにくい、引き受けたくないような要因があったのではないかと。そういった心当たりはないか。</p> <p>辞退、未入札があまりにも多いので、理由を確認すべきではないのか。今後の指名をどうするのか、設計や積算の問題、役所側の積算が厳しすぎるので予定価格の範囲内ではできないので辞退したということではないか。</p> <p>あるいは、随意契約のなかで処理すべき事項ではないか。こんなに不参加者が多く競争性が担保されたのかが疑問として残る。</p> <p>3号議案が随意契約で、今回の案件が指名競争というのわからない。</p> <p>指名業者選定がBランクのところをAランクとした設定が招いた結果ではないのか。</p>	<p>現在施工中の他の業者の工場に行って設置することが敬遠されたと考える。</p> <p>局内で検討していきたいと思う。</p> <p>透明性、競争性の確保を目指し、指名競争入札とした。</p> <p>その可能性はないと思う。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>1号議案同様、工事としてあまりにも単純で旨味がないのではないか。そういうのを競争させるのが非常に気になる。</p> <p>発注方法の検討が必要だと思う。</p> <p>随意契約も適切な施工、事後のトラブル防止に役立つならば、それをやるのも一つであるし、競争性が無いような結果になっているならば、指名競争ではなく随意契約でカバーした方がうまくいくのでは。今後検討が必要だと思う。</p> <p>必然性があり予定された工事だと思う。随意契約と指名競争の判断が甘かったのではないか。</p> <p>これをすぐに随意契約と判断するのは反対。それこそ辞退理由を確認しヒアリングでも検証してから考えるべき。これを随契に持って行く公明な理由ではないと思う。</p> <p>何でこういう風になってしまったかという検証がまず先だと思う。</p>	<p>今後は、先生方の意見を十分取り入れ、局内で随意契約として発注できるものであれば検討していきたいと思う。</p> <p>今回辞退した会社にもある程度聞き取りをし、今回出たいろいろな意見を局内で検討したいと思う。</p>

委員講評

指名競争が9割以上あるので、指名のやり方について、まだまだ改善を加えたり、検討を加えたりする余地があるかと思う。

未入札・辞退の理由をフォローしなければいけないし、相手方を責めるのではなく、なぜそうなったのかを調べたうえで事後に適切に対応する、もちろん競争性の確保にもつながってくる訳で、そういうものを今後に生かしたほうがよい。

業者選定のランクで、直近上位を選んでいるが、中小、さらには零細企業への対策として、直近下位も検討すべきである。

低入札の書類作成が、業者にとって負担になっている。

県は、ダンピング防止とか下請けをいじめないようにと言い、中小とか零細企業を、どちらかという保護してあげようという立場に見受けられるが、もし書類作成できないとか、そもそも辞退せざるを得ないということが、かえって中小にとって困難な状態になっているとすれば、書類作成を押しつけることも、ある意味中小にいじめのような状態になっているのではないか。これらを検討材料にして頂ければと思う。

今までなかったが、業者はどう思っているのかということが頻繁に出てきた。いつも県の意見しか聞いていない。業者の意見が想像ばかりなので、業者が県に対して本音をいうのは難しいという面があるので、この委員会とかが業者の本音も取れるようにしたほうが良い。匿名でも良いし、今のことでも過去のことも良い、入札に対してこういう不満を持ったとか、こういうことがあったとか、本音を拾って、それをみんなで考えると良いアイデアが出るのではと思う。

入札は入口。入札前にもう一つのいわゆる発注する入口がある。その時の発注の仕方によっては随分入札の様態が変わると感じ、発注者の責任がすごくあると思った。また、入札後に工事がスタートするが、工事を管理している発注者が管理を十分できていないときに何が起こるかというのが良く分かった。入札の前後は非常に大きな問題を持っている。特に入札前の設計が適正でないとか中身が安くない。今日は途中でうまくいってない案件がどういう処理をされるのかすごくよく分かったし、今回は責任が県側にあると思った。

入札制度は少し揺れつつあると感じた。一つは指名競争と随意契約の境界というものを考える必要がある。

未入札・辞退、また、低入札調査の調査に応じないとか、実態が従来はそれなりに説明を受けていたが、ちょっと分からなくなってきたと感じた。

「業者の本音を取れるようにした方がよい」という議論はおもしろいと思った。入札制度がこのような経済状況の中、少しずつ今までと違ったところで動きつつあるかなと感じた。違った入口から攻めないといけなかなとも感じた。県の方で工夫をして頂きまして、私達に何かやれることがあれば多少お役に立てるかなと思います。